

独立監査人の監査報告書

令和2年7月9日

長崎県公立大学法人

理事長 稲永 忍 殿

栗原英雄公認会計士事務所

公認会計士

栗原英雄

矢野真紀公認会計士事務所

公認会計士

矢野真紀

<財務諸表監査>

私たちは、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づき、長崎県公立大学法人の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの平成31事業年度の利益の処分に
関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計
算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について
監査を行った。

財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基
準に準拠して財務諸表（利益の処分に
関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示
することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表
を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま
れる。

会計監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を
表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の
監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示
がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施する
ことを求めている。監査は、理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違
法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画
される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施さ
れる。監査手続は、私たちの判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な
虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の
有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状
況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を
検討する。また、監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によっ
て行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基
礎には、私たちが監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす理事
長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかつ
たとの事実を含んでいる。なお、私たちが実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因
とならない理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無につ
いて意見を述べるものではない。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の
会計の基準に準拠して、長崎県公立大学法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況
及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め
る。

<利益の処分に関する書類(案)、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する報告>

私たちは、法第35条第1項の規定に基づき、長崎県公立大学法人の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの平成31事業年度の利益の処分に関する書類(案)、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、私たちは、平成31事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち平成30事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

利益の処分に関する書類(案)、事業報告書及び決算報告書に対する理事長の責任

理事長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類(案)を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

私たちの責任は、利益の処分に関する書類(案)が法令に適合して作成されているか、事業報告書(会計に関する部分に限る。)が、長崎県公立大学法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利益の処分に関する書類(案)、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対する報告

私たちの報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書(平成31事業年度の会計に関する部分に限る。)は、長崎県公立大学法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

公立大学法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上